

松江市告示第 90 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定による廃止の届出がされたので、同法第 21 条の 5 の 25 第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 27 日

松江市長 上 定 昭 仁

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人ねむの木福祉会 松江市学園二丁目 7-10	くれよんハウス 2 松江市学園二丁目 15-18	令和 5 年 3 月 31 日	放課後等 デイサー ビス	特定なし	3250100330